

# 令和5年度第1回八戸市虐待等防止対策会議 議事録

## ◆日時・場所・出席者

日 時 : 令和5年7月11日(火) 14:00-15:10

場 所 : 八戸市公民館2階 会議室1・2

出席委員 : 15名

安田真 会長、武部悦子 副会長、野口和也 委員、瀧澤志穂 委員、木村政樹 委員、  
深澤隆 委員、湖東正美 委員、蒔田増美 委員、石橋裕子 委員、小西秀明 委員、  
蒔苗耕太 委員、細越亜起子 委員、佐藤伸代 委員、小澤一雅 委員、油川育子 委員

市出席者 : (副市長、福祉部長、及び庁内関係課) 14名

石田 副市長(市長代理) <組織会まで>

池田 福祉部長兼福祉事務所長、

工藤 福祉部次長兼障がい福祉課長、町井 副参事(自立支援GL)、

境沢 主事兼精神保健福祉士

館合 高齢福祉課長、江渡 地域包括支援センター所長、島田 主幹

中里 こども健康部次長兼こども家庭相談室長、久保 こども家庭相談室副室長、

戸田 主幹(こども家庭支援GL)

坂本 すくすく親子健康課長

梅内 教育指導課長、石澤 副参事(青少年GL)

事務局 : (福祉政策課) 4名

小笠原 福祉部次長兼福祉政策課長、中嶋 副参事(福祉政策GL)、千葉 主査、

馬場 主事

## ◆次 第

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ (市長代理:石田副市長)

4 組織会

(1) 会長及び副会長選出

(2) 会長、副会長あいさつ

5 議事

(1) 八戸市虐待等防止対策会議の概要について

(2) 各課所管の会議について

① 八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議

② 八戸市要保護児童対策地域協議会

③ 八戸市いじめ問題対策連絡協議会

6 閉会

## ◆議事録

### 1 開会

○司会：

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から「令和5年度第1回八戸市虐待等防止対策会議」を開催いたします。

私は、本日の進行を務めます、福祉政策課の中嶋と申します。よろしく願いいたします。

### 2 委嘱状交付

○司会：

本日は市長が別公務のため、石田副市長より、委員の皆様へ委嘱状を交付いたします。

なお、今回は、一斉改選に伴う委嘱となりますので、委嘱日は令和5年7月1日付けとさせていただきます。

恐れ入りますが、順番に委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、その場で御起立をお願いいたします。副市長がお席まで参りまして、各委員へ委嘱状を交付いたしますので、受け取られましたら御着席ください。

それでは、副市長、お願いいたします。

<全委員へ委嘱状交付>

### 3 市長あいさつ（市長代理：石田副市長）

<石田副市長、市長あいさつ代読>

### 4 組織会（会長・副会長選出、会長・副会長あいさつ）

○司会：

次に組織会に移ります。

本日は委員15名中全員の出席となっており、半数以上のご出席をいただいておりますので、八戸市虐待等防止対策会議規則第4条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、同規則第4条第1項では、会長が議長を務めることになっておりますが、同項のただし書きで新たに委員の委嘱が行われた後、最初に徴収すべき対策会議の会長の職務は市長が行うとされております。

よって会議選出までの間、次長代理である副市長が議長を務めさせていただきます。

副市長よろしく願いいたします。

○副市長：

ただいま事務局から説明がありましたように、しばらくの間議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは会長並びに副会長の選出を行います。

選出は会議規則第3条第2項の規定により、委員の互選によることとなっております。

選出方法は投票と推薦の方法がありますが、推薦の方法でいかがでしょうか。

<異議なしの声>

よろしいでしょうか。それではご異議なしということなので、会長並びに副会長の選出は、推薦の方法といたします。それはどなたかご推薦をお願いしたいと思います。

○委員：

会長には安田委員を、そして副会長には武部委員を推薦いたします。

○副市長：

ただいま会長に安田委員、副会長に武部委員の推薦がありましたが皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声>

よろしいでしょうか。それではご異議なしということですので、会長は安田委員、副会長は武部委員をお願いすることとしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それは以上で私の職務を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○司会：

安田会長、武部副会長におかれましては、会長席、副会長席に移動をお願いいたします。

それでは、安田会長、武部副会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

初めに、安田会長、お願いいたします。

○会長：

皆さんこんにちは。ただいま会長を仰せつかった安田です。よろしくお願いいたします。

この会議はこれから各課から発表があると思いますけれども、虐待といじめに関する八戸市の現状と対策、それと今後について考える会議なので様々な問題がたくさん出てくることと思います。

問題としてはやはり特に今全国的にも問題になっている8050問題であったり、それからヤングケアラーの問題だったり、子どもの方に至っては、いじめもそうですしそれから不登校問題ですね。その他精神科の問題としては発達障害だとか、そういった問題がたくさんあるのですが、それらの問題について皆様の方からも、今後どのように八戸市として取り組んでいけばいいのか、様々な意見や提案をいただければと思いますので、ぜひとも遠慮なく申し上げていただければと思います。会長就任の挨拶は以上になりますので、よろしくお願いいたします。

○司会：

ありがとうございました。続きまして武部副会長をお願いいたします。

○副会長：

皆さんこんにちは。青森県介護支援専門員協会八戸支部の理事をさせていただきます。武部悦子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

前期に引き続き、副会長という大役を務めさせていただくことになりました。安田会長の補佐ができればと思っておりますし、また現役のケアマネジャーとして、皆さんと意見交換させていただきたいと思っておりますので、どうぞ皆さんよろしくお願いいたします。

○司会：

ありがとうございました。大変恐れ入りますが、副市長は次の公務がございますのでここで退席をさせていただきます。

## 5 議事

### <資料確認、市側出席者（課長級以上）紹介>

○司会：

それでは議事に入ります。議事の進行は、会議規則第4条第1項の規定により会長にお務めいただきます。安田会長よろしくお願いいたします。

○会長：

それでは次第に従い議事を進めたいと思います。皆様の忌憚のないご意見やご提言をいただきながら、円滑に議事を進めてまいりたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに、本日の議題（1）八戸市虐待等防止対策会議の概要について事務局より、ご説明をお願いします。

○福祉政策課長：

それでは八戸市虐待防止対策会議についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

まず、資料1-1「八戸市虐待等防止対策会議の概要」を御覧ください。

当会議は虐待等に関する情報を随時共有するとともに、関連施策や、市と関係機関の連携強化を図る取り組みについて話し合い、虐待防止策等の充実につなげることを目的として設置されています。

運用体制としては、市の施策、事業について委員の皆様から御意見や御提案をいただくほか、関係課や各課所管の個別会議における対応状況を全体的に検証し、必要に応じて市へ助言をいただくこととなっております。

また、各課所管の個別会議は当会議とは独立した関係でございますが、各会議での状況を当会議にて報告する等、相互の連携を通じ、虐待等の防止や被害者への支援の実効性を高めております。

当会議の委員構成でございますが、定数は15名でございます。

今回委嘱申し上げました皆様の任期は本年7月1日より2年間、令和7年6月30日までとなっております。表のとおり各分野から15名の皆様に御協力をいただいております。

また、会議は、お諮りする案件がある場合に随時開催させていただいておりますが、今年度は突発的でない限りは、定例会議となる今回のみを予定しております。

次に、当会議と各課所管の個別会議の関係性について、資料1-2を御覧ください。

連携する各課所管の個別会議としては、資料の下半分にあるとおりでございます。高齢福祉課及び障がい福祉課所管の「八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議」、こども家庭相談室所管の「八戸市要保護児童対策地域協議会」、教育指導課所管の「八戸市いじめ問題対策連絡協議会」の3つとなっております。

後ほど各課より、所管する個別会議の開催状況や当市の現状、取組等について報告がございますのでよろしく願いいたします。

次に、「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの重大事態に係る再調査機関としての位置付けについて、資料1-3を御覧ください。

左上からスタートしますが、いじめの重大事態が発生した場合、学校からの報告を受け、市教育委員会は、学校、市教育委員会のどちらが主体となって事実関係を明らかにするための調査を行うかを判断することになります。

通常は、学校が主体となって第三者を交えた調査組織を設置して調査することになりますが、学校主体では十分な結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教育委員会が調査主体となって、八戸市いじめ問題専門委員会において調査を行います。

いずれの場合も、調査結果はいじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報提供されるとともに市長へ報告されますが、市長が、当該調査結果について、重大事態への対処または再発防止のために必要があると認めれば、「いじめ防止対策推進法」第30条第2項の規定に基づく再調査をすることができるとされており、虐待等防止対策会議は、この再調査機関に位置付けられております。

再調査を行う際は、当会議の中に、会長指名の委員による「いじめ調査専門部会」を設置して調査・検討を行い、その結果を本体会議へ報告した後に市長へ答申するものでございます。

なお、現在までに再調査機関としての活動実績はございません。

私からの説明は以上でございます。

○会長：

ありがとうございました。それではただいまの説明に対して、委員の皆様からご意見ご質問はございませんでしょうか。特になければ、この(1)案件は終了しまして、次の議題に進みたいと思います。

次は(2)の各課所管の会議についての説明ですけれども、①の案件については高齢福祉課と障がい福祉課から、②の案件についてはこども家庭相談室から、③の案件については教育指導課から、それぞれ順に説明してください。

委員の皆様からのご意見やご質問は、説明が全て終了してからお伺いいたします。では、説明をお願いします。

○高齢福祉課：

高齢福祉課の島田と申します。私からは高齢福祉課の部分についてご説明申し上げます。

それでは資料2-1をご覧ください。八戸市における高齢者虐待の現状です。

1. 相談受理および相談対応体制は、市内12の日常生活圏域ごとに、高齢者支援センターを設置して、その中で高齢者虐待に関する相談を受けております。

また、市の高齢福祉課の中にも地域包括支援センターを設置して、これら12の高齢者支援センターのバックアップをする体制をとって、隙間のない対応ができるようにしております。

次に、養護者による虐待の状況でございますが、令和4年度に関しましては相談件数91件で、そのうち虐待ありあるいは疑いの件数が83件となっております。

令和3年度から大きく増えているということになるのですが、この理由については不明です。相談者の種別ごとの件数を確認しましても、特にどこか特別に増えているということではなくて、全体として相談が増えている状況でございます。

例年全国の方で統計をとってございまして大体1年ぐらいかけて、その内容が分析されて公表されますので、それを確認することによって八戸市の状況がわかると見込んでおります。

そして2) 虐待ありの内容でございますけれども、令和4年度は身体的虐待57件、心理的虐待40件、この二つが非常に目立っている状況でございます。

3) 主な相談通報者、令和4年度に関しましては、警察、本人、介護支援専門員、家族または親族の順に相談が来ております。この数年、3年間に関しましてはこの4つが、順位を変えながら上位にある状況でございます。

4) 虐待を受けている高齢者の特徴、性別では女性が大半を占め、相談受付時の年齢である70歳代が約4割を占める状況になっております。虐待の要因としましては、認知症、要介護状態、経済的な問題、養護者との共依存関係などが挙げられます。共依存関係というのは暴力を受けているとか、そういうことがあってもなかなか離れられない、自ら再び虐待のある状況に戻ってしまうとか、複雑な関係のことを言いますけれども、そういったものが原因となっております。

1) 虐待を行った養護者の特徴、高齢者との続柄は主に息子と娘の順になっております。養護者側の虐待の要因は、介護負担、精神疾患、経済的な問題、性格の偏りなどがあります。

資料2-1につきましては以上でございます。

○障がい福祉課長：

続きまして、障害者虐待の現状についてご説明申し上げます。着座にてご説明申し上げます。資料2-2を御覧願います。

1の相談受理および対応体制についてでございますが、平成24年に障害者虐待防止法が施行されたのを受け、市障がい福祉課および3ヶ所の市委託相談支援事業所から構成される、八戸市障害者虐待防止センターを設置し、相談対応を行っております。

2の養護者・施設従事者等・使用者による虐待の相談件数、虐待の内容等について、御説明申し上げます。

まず1)から4)まで全て令和2年度から令和4年度までのデータを掲載しております。

1)相談件数には、各年度における相談件数と虐待認定件数を記載しております。令和4年度は相談件数17件、虐待と認定した件数は5件となっております。

2)虐待の内容につきましては、令和4年度では身体的虐待4件、経済的虐待1件となっております。相談1件につき複数の虐待内容が重複している場合があるため、相談件数と同数となっておりますのでご注意願いたいと思います。

3)虐待を受けたと思われる者の障がい種別につきましては、令和4年度では身体障害者3名、知的障害者2名、精神障害者13名となっております。こちらで身体と精神が重複している方が1名いらっしゃいますので、合計18名で、先ほどご説明申し上げます。

4)主な相談通報者につきましては、令和4年度の主な相談通報者は警察および施設従事者・行政職員等となっております。令和4年度の相談件数が多かった理由は、警察からの通報が昨年度と比べ10件増加の11件となっていることや、同じ方が何回も警察に通報するケースがあったということが増加の理由と認識しております。

5)啓発活動につきましては障がい福祉課窓口でのパンフレットの設置、市ホームページの障がい者虐待の周知、集団指導での事業所への周知を継続して行っております。

説明は以上でございます。

#### ○高齢福祉課：

それでは資料2-3をご覧ください。八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議の実施状況についてでございます。

会議の目的ですが、高齢者および障がい者に対する虐待に対して、その防止および早期発見を図り、その原因を明らかにするとともに、高齢者および家族等への総合的な支援策を検討し、各関係機関との連携システムを構築するために、広く意見を聴取することを目的としております。令和4年度の開催状況ですが年4回開催をしております。第3回目の会議が、いわゆる全体会のような位置づけで全員にご参加いただきまして、高齢者、障がい者虐待ケース会議の概要、あるいは市内の虐待の現状について意見をいただきました。

他の3回につきましては、具体的な案件について必要な委員の方にお集まりいただきましてご意見を頂戴しており、こちらについては随時開催するという性質のものでございます。

今後の見通しですが、引き続き八戸市における高齢者虐待および障がい者虐待防止に関する取組を推進するために専門家の意見を聴取したいと考えております。

また、処遇困難事案の検討を通じて、専門機関への間接的な支援も行っていきたいというふうに考えております。

虐待防止のための取り組みということで高齢者虐待につきましては、周知や啓発を図ることで、防止および早期発見に繋げることを目的に、市民や高齢者福祉施設の職員等を対象に、高齢者虐待防止研修会を毎年開催しております。今年度につきましても、8月の開催を目指して準備を進めております。

また、市内12の日常生活圏域ごとに設置する高齢者支援センターが中心となり、地域包括支援センターと連携して、虐待の相談や通報の受付事実確認および高齢者の養護者に対する支援を行う体制を整備するとともに、虐待の有無の判別および支援方針の検討を行うことを目的に進行管理会議を毎月開催しております。

この会議は毎月月末に開催をして、そこで高齢者支援センターと市の職員を合わせて、その事例について事実がどうであるかとか、あるいは支援がどれくらい必要であるかということについて検討し、集中的な支援が必要なくなるまで、管理を続けるということにしております。

障がい者虐待についてですが、調査対象や方法の検討および虐待の有無の判断にあたっては、コア会議を実施し、方針決定を行っております。

虐待防止のための取り組みとしましては、窓口での障がい者虐待に関するパンフレット配布や市ホームページで障害者虐待防止法について広く障がい者虐待について周知を図っております。

また、この両課につきましては、先ほど申し上げました進行管理会議と一緒に参加するか、それ以外にも日常的に例えば高齢者虐待と障がい者虐待が同時に発生し得るような事案のときには、一緒に事例の対応を検討するということをしております。

私からは以上でございます。

#### ○こども家庭相談室：

こども家庭相談室の戸田と申します。着座にて失礼いたします。

それでは私の方から八戸市要保護児童対策地域協議会について、お手元の資料にもとづきまして、ご説明いたします。

まず資料3-1、令和4年度、八戸市要保護児童対策地域協議会について御覧ください。

こちらは、関係者間におきまして、略して要対協（ようたいきょう）と呼んでおります。

この要対協とは、児童虐待などにより保護者に監護させることが不相当であると認められるか、または保護者がいない要保護児童、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童、出産後の養育について出産前から支援が特に必要と認められる特定妊婦に関して、関係機関で情報交換や支援内容について協議を行う機関として法的に位置づけられている子どもを守る地域ネットワークです。

会議は代表者会議、実務者会議、ケース検討会議の3層からなります。



児童虐待に関しましては、相談件数が増加しており、児童やその家族は、複数の課題を抱えていることが多いことから、他機関との連携による重層的な支援や見守りが必要不可欠であり、複数の関係機関で構成される要対協の活用が非常に重要となってきております。

次に資料3-2八戸市における児童虐待の現状についてご説明いたします。

児童虐待の相談件数は増加しており、令和3年度に比べて4年度は約1.5倍の164件となっております。虐待の内容としては、ネグレクトが増加し、主な虐待者としては、実母が多くなっております。県内全体を見ましても、児童虐待の相談件数が初めて2000件を超えるなど増加していることがうかがえます。

市では八戸圏域連携中枢都市圏事業として、児童虐待防止対策の強化を図るため、研修会を実施しており、令和4年度は、専門職向けの支援技術習得のための研修会と、住民への啓発を目的とした研修会を各1回実施しております。

次に、資料3-3令和4年度八戸市におけるDV防止の現状についてご説明いたします。

女性相談に関しましては増加傾向にあり、令和4年度相談件数917件のうち、夫等のパートナーからの暴力による相談が393件となっており、4割強を占めております。県内全体を見ましても、DV相談は増加しており、県全体で1400件余りとなっておりこのうち、八戸市民からの相談は490件と3割強を占めております。

市ではDV防止の啓発活動として、市庁舎内の女子トイレにカードの設置をしたほか、児童虐待DV防止月間である11月に相談窓口を明記したポケットティッシュをショッピングセンターで配布、総合保健センターのライトアップ、啓発チラシの配布を行っております。

最後に4の関連計画や会議といたしまして、令和2年3月に策定した第二次八戸市配偶者からの暴力防止および被害者支援計画に基づき、DV防止に係る各種取り組みを進めております。

また、DV庁内連絡会議では、DV被害者に係る支援を円滑に進めるため、庁内関係課が集まり、支援体制についての情報共有や意見交換等を行っており、令和4年度は2月に会議を実施しております。

以上で私からの説明を終わります。

#### ○教育指導課：

教育指導課の石澤です。私からは、いじめ問題の現状について説明いたします。着座にて失礼します。

それでは、資料4をご覧ください。

いじめ問題の現状について説明いたします。

まず、いじめの認知件数1000人当たりになります。平成30年度から令和3年度まで市および本県と全国の数値を計上しております。

令和4年度の情報については、現在文部科学省で集計作業中のため、現時点では公開情報になっておりません。今回紹介することはできませんのでご理解いただければと思います。

全国的にいじめの認知件数は、令和2年度大幅な減少となりましたが、令和3年度は再び増加となりました。

全国的に令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となりましたが、部活動や学校行事などの様々な活動が徐々に再開されたことにより、児童生徒同士の接触機会が増加したためと、文部科学省では考察しております。

当市においては、小中学校とも減少を示しました。当初は令和2年度に引き続き令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、日常の授業におけるグループ活動、学校行事、部活動など様々な活動の制限が続き、児童生徒の間の物理的な距離がまだ広がった状態にあったこと、偏見や差別が起きないように、学校において正しい知識や理解を促しこれまで以上に目を配り指導、支援してきたことの表れと考えております。

しかし、当市でも今年度からは様々な教育活動がほぼ通常通り再開されております。今年度は児童生徒の接触機会が増えることから、いじめの認知件数も全国と同様、再び増加することが予想されます。

次に当市における学年別の認知件数になります。

全国的に令和2年度は全学年で前年度より減少していましたが、令和3年度は全学年で増加を示しました。当市では令和3年度、小学校6年生のみで増加が見られ、その他の学年は減少しました。現在この6年生は中学校1年生になっております。

次にいじめの解消率についてです。次のページになります。

まず、いじめの解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。一つ目は、被害者に対する心理的、または物理的な影響を与える行為が病んでいる状態が相当の期間を継続していること。この相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安としております。二つ目は、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人およびその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することとなっております。

全国的に令和3年度は解消率が増加しております。

次にいじめの対応についてです。

多い順に、小学校、中学校とも1番目が冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。そして2番目に軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする。3番目に、小学校では仲間外れ集団による無視。そして中学校ではパソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。近年心配されている、このパソコンや携帯電話等での誹謗中傷は、小学校では2.6%、中学校では11.1%となっており、前年度から増加傾向にあります。具体的には、SNSを通じての言葉のトラブルが主なものとなっております。

次にいじめ発見のきっかけについて、小中ともアンケート調査による発見が最も多くなっております。各学校では、学期に1回以上多いところでは1ヶ月に1回、年間12回を通してアンケ

ートを実施しております。このいじめに関するアンケート以外にも、生活の様子についてのアンケートや各学習活動の振り返りシートにより、いじめを発見している例もあります。

中学校では毎日学級担任に提出するいわゆる生活ノート、日記のようなものでこれを通して、学級担任に悩みや困っていることを相談する例も多くあります。

その他、いじめの発見について、各学校の取り組みを掲載しました。

最後に、いじめ事案については積極的に認知し、早期に対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要であると考えております。

引き続き各学校と保護者、地域住民関係機関等と緊密に連携を図り、いじめ問題に取り組んでまいります。

以上で説明を終わります。

#### ■議題（２）①～③に対する質問・意見 <発言委員（案件）ごとに区切り線>

---

（委員） まずこれは単純に間違いだと思うのですが、資料2-2 虐待の内容のところ、相談1件につきというふうにあるので、令和2年度と令和3年度は重複含めて相談件数について並べていると思うのですが、令和4年度はおそらく相談ではなく、認定を並べている。17に対応した数値とはちょっと思えないので、これは後で訂正する機会があれば、やっていただければというふうに思います。

二つ目が、資料4の見方なのですが、これは小学生1,000人当たり75.3件、令和3年の八戸市ですね。とか中学生1000人あたり、18.3件という読み方でいいのでしょうか。

→（教育指導課）

そのとおりです。

（委員） それでもそうだとすると、これ1クラス30人だとすると、大体小学校だと計算すると1クラスあたり年間2件程度いじめがあるっていう認知されていると。疑いも含めてなんでしょうけど。という換算になるのですが、中学校だと0.6件ぐらい。そんなイメージなのですが、そういうことでいいのでしょうか。

1クラスあたり年間2件程度いじめが認知されているっていうところにちょっと多くなって驚きを覚えるのですが、そういう感覚でいいですか。

→（教育指導課）

はい大丈夫です。

---

（委員） 仕事柄というのと、これから高齢者も増えてくるので資料2-1と、おそらく2-3に関わる高齢者虐待に関する現状と対応についての質問です。

件数に関しては、2-1である程度増加傾向にあるというのが分かっているのですが、2-1の3、例えば相談通報者、例えば警察というふうに、こう羅列しているのですが、これがど

のぐらいの割合で通報が多いのか。例えば警察からどれくらい、例えばこの家族親族にあっても内訳が結構あると思うので、そういったところを、ちゃんとしわかれば教えていただきたい。

また、おそらく高齢者虐待はこの通報を見るとおそらく発生場所、そういったところの考え方も重要だと思うので、そういうデータがあったら教えていただきたい。

あとはやっぱりさっきのどこかでフローチャートみたいなものがあったかもしれないけれど、一番重要なのはやっぱりスピード感ある対応に関して、どんな虐待に関しても重要だと思うのですが、高齢者虐待のそのスピード感を求めるフローチャートみたいな、どこで窓口を受けたケースはどのようなケースでちゃんと対応とかなされるのかとか、そういったところをもし作ってらっしゃったら教えてほしい。

もう一つは、最終的にはもうちょっと聞きたかったのはこの虐待件数非常に多くなってきているのですが、受けた件数、虐待あり、虐待件数として認知された方々のその後具体的にどのような対処をされてちゃんと安全にとか適切な支援機関に結びついているのかどうか。

この辺のところをちょっとかなり細かいので、おそらくその2-3にあるようなケース検討会議とかそういったところで、おそらく明示されているというか出されているデータなのかもしれませんが、これからの高齢者社会において非常に重要なとこだと思うのでちょっと細かいですが教えていただければと思います。

#### → (高齢福祉課)

まず通報者の内訳ですが、警察が大体4割から5割と考えていただければいいと思います。それ以外の要素については、大体10%台ぐらいの数があるということです。

虐待が発生する場所は、基本的に自宅で虐待が起こると。それを例えば近所の人が家から騒ぎ声がするなということで気づいて警察に通報するとか、あとご本人さんが自分で警察の方に駆け込んだり、高齢者支援センターの方に相談に行ったりとか、そういうふうな形で発見されている状況でございます。

虐待の対応につきましては高齢者支援センターと市の高齢福祉課とで業務の対応フローというのを作っておりまして、基本的には相談受理から48時間以内に事実確認をして安全確保します。身体的虐待とか明らかに通報内容で急な事態があるときには、24時間以内に事実確認、安全確保ということで対応しております。

あとはその後の対応ということになるのですが、助言指導で終わることが非常に多く、分離するのは全体の2割前後です。これはご本人さんの了解を得ての分離というのが、ほとんどですけれども。介護認定を受けている方であればそのまま直接長期の施設入所をするとか、緊急的にショートステイを使って分離してその後、長期の入所に切り替えるという形で分離をしています。

それ以外については、大抵は助言というパターンが多くて、八戸市の今の通報の特徴として割と自立度が高い高齢者の方に関する相談が多くて、ご自身に被害があっても、家から移動したくないとかおっしゃいます。そういうことがあっていろいろ手を尽くして説得もするのですけれども、なかなか簡単には分離もできないようなことがございます。

その場合は、その後も一定期間見守りをするということで高齢者支援センターが定期的に訪問して安全を確認したり、あるいは本人さんが何か在宅でサービスを使っていれば、その人を通じて安全な状況であるかを確認したり、一定期間虐待の再発が見られないということであれば少しずつ対応頻度を減らすという形で対応しております。

(委員) とにかくそのスピード感ということも重視されながら、適切な支援に結びつくということも今後関係機関と連携し、重層的な支援とか、見守り体制は続けていってほしいなと思います。

委員同士の質問で大変恐縮ですけど、先ほどおっしゃった通報者の警察が一番多いということで、警察の現場でのその辺の例えば困っていることとか、現状とかっていう意見が聞けたらありがたいなと思います。

(委員) 警察で一番困るのは夜間体制ですね。困ってしまうのは大体こういった虐待を認知するのは大体6時以降の夜間になりまして、被虐待者がどうしても分離したい避難したいということに関わらず、行く場所がないというのは非常に困りまして。

こちらとしても、警察署で保護することも可能ではあるのですけれども、ただ、設備上警察署の保護室っていうのはあまり綺麗ではないということがありまして、高齢者の方を置いたり、もちろん児童虐待であったりとか、障がい者虐待の全てに関わってくると思うのですが、やはりこの避難施設というのが非常に少ないというのが多分児童相談所さんも思ってたっしょと思うんですけれども。夜間体制が非常に弱いかなと思っているところは一つあります。

警察として一時的に綺麗な部屋っていう相談室であったりとかに、置くことはできるのですけど、ただそうなる場合はですねやはりこちらでも動静監視が必要になり、職員で対応したりとか、ちょっと事件対応をする人員的に厳しくなるというのが課題の一つかなと思っておりました。

日中帯であればすぐに福祉のところと連絡を取り合えてはいるのですけれども、やはり夜間体制のあたりがこちらでも困っているところはありますので、その辺を今後何かしら一時的に避難できる施設とかを拡充していただければ非常に助かるかなと思っております。

(委員) そういったところも課題もあるようなので、2-3の会議でもそうですし、2-1の会議、ここでもそうかもしれませんけども、現状に即した対応というのを練って関係者からいろんな意見を聞いていかないといけないのかなというふうに思った次第です。

夜間に対してはどうされるっていうか何か案があれば教えていただきたいなと思います。

→ (高齢福祉課)

夜間対応ということで、非常に難しい、それが本音でございます。

どうしても施設側も、例えば初めて知った人を緊急に入れるというのは、勇気がいることです。日中でも実際そういうことが起こるのですけれども、病院にどれだけかかっているかわからないとか、どういう人となりかわからないという方を受け入れるのは、日中でも苦労しながらやっている状況ですので、夜勤体制に移行しているとなかなか意思決定が組織としてもできにくく、そういった弱点は確かにあるのかなと考えております。この点につきましてはまだ課題があると考えております。

(委員) ありがとうございます。現場上ではおそらくケアマネさんとか、こういった方に連絡したりとかっていう、一時的な場所だったりとか、通院機関があればそこに受診したりとか、そういったところでしのぐのはしのぐのですけれども、いかんせん虐待の患者さんを治療の場とか入院の対象とするのはちょっと倫理的に問題があったり、虐待をされている方が認知症であるケースが非常に最近高くて、そういう方の入院が必要かとか、自分が保護されるべきか判断できない状態で、私達がどこまで医療として介入するべきかという現状があります。

最近夜間の精神科救急であるとか、警察からの相談とか、家族からの相談、非常に増えているのが現状だと思うので、今日いらしている各機関が、どれだけ協力しながら最善の方法でというのがもちろん鉄則なのかもしれませんが、ここはそういった現状だということをみんなで今後継続的に共有・検討していく場としていただきたいなというふうに思っています。

---

(委員) お伺いしたいことは、資料2-1の片括弧の5番に、虐待を行った養護者の特徴というのが書いているのですが、この特徴を取り上げるにはどのような記録、もちろん相談含めたところの何からこれが抽出されていくのかってということについてお伺いしたいと思っています。

その理由としては、もちろん安全確保した後にもそれがまた繰り返されていたり、今後の予防について考えたりするときに、どれがリスク要因になるのかってところを見ていくのにはとても重要なものだと考えるからです。

ただしこの資料を見ていると2-1以外のところの2-2または3-2含めた児童虐待のところでは、この虐待を行った人の特徴については、ここではデータとしては載せられていないのですが、最初にご質問した2-1のデータがどのようなところから抽出されるのかというところをお伺いした後、他の、障がい者虐待も児童虐待もこのような特徴というのはしっかり把握できるような状況にあるのかということをお伺いしたいです。

→ (高齢福祉課)

まず高齢者虐待についてお答えいたします。

これにつきましては、毎月行っている虐待事例進行管理会議、これは高齢者支援センターと市の職員が入ってその事例について対応を検討する場ですけれども、ここで必ず虐待の原因とか要因についても意見を交わして判断することになっています。

核になっている情報は高齢者支援センターが直接見聞きした情報ですけれども、そこに市の職員なども入って、多角的に意見を交わしている状況でございます。

→ (障がい福祉課長)

障がい者虐待の方に関しまして、そういった特徴を把握できる状況にあるのかということについてお答え申し上げます。

障がい者虐待につきましては、警察からの通報票やこういった虐待の可能性があるというふうに通報を受けてから、市の障がい福祉課の職員が動き出す形になってございます。

よって警察からの通報票の内容および虐待を受けた方からの直接の聞き取り、そういったことによって虐待がどういう種類のものであったとかとか、そういうふうなことを聞き取った上で、その対応に当たるような形にしておりますので把握する状況はできているというふうにご理解いただければと思います。

→ (こども家庭相談室長)

児童虐待の方からご説明させていただきたいと思います。

今我々が懸命に取り組んでいる虐待防止を図るために、やはり原因の追究が必要ということで、特に調査の関係する会議などは持っていないですけれども、今までのいろんなケースの中から特徴というものは大体掴んでございます。

例えば、今子育てするにあたって孤立、核家族化の進展であったり、地域の希薄化によって、子どもを育てるのがもう本当に家庭内のそれもお母さんだけであったり、そういった孤立などが原因で、ストレスであったり、不安であったり、それが子どもに向いてしまうというところの要因があるというところでございます。

あと最近多く気になるところが、コロナ禍も原因の一つと思うのですが、貧困です。

貧困、経済的な困窮だったり、ネグレクトであったりで子どもが被害をこうむっている、あるいは虐待の連鎖ということで虐待を受けていた親が、実は自分も虐待を受けてそれを子どもに返してしまうという、こういう傾向も多いところなんです。いろいろ掴んでおりますのでそういったところについて、今後、この潜んでいる虐待を防ぐための策として、これらの要因を取り除くところの方策を検討しているところでございました。

(委員) ではそれぞれの今3個のところをいくと、個の特徴はつかめるけれど、その情報を得ているケース会議のところから得ているものから、または通報や相談の書類から得ているところからのものと、その部分は違うものがあるということになりますかね。今のご説明だと。

→ (高齢福祉課)

大丈夫です。

---

(委員) 私たちソーシャルワーカーですけれども、そういった役割から、個別ケースについて相談・検討がなされる各課所管の個別会議の役割の重要性というのはすごく認識しているとこ

ろではあるのですが、本当に短い時間で難しい判断を迫られたり、そういったことが多分あるかと思います。

そういった会議の内容をつまびらかにすることは多分難しいと思うのですが、その会議の中のありようというか、そういったものを何らかの形で、ここで見えるようにすると、本会議の役割であるケース対応体制の検証というのにも、いくらか有効なのかなというふうに感じました。

あともう一点、公開されている昨年度のこの会議の議事録も見たのですが、各課の連携とか交流が大事、必要みたいな、そういった議題があったみたいなので、この1年何かそういった点で新しい取り組みがされていたりするのかなというのが知りたいところでした。

→ (障がい福祉課長)

お尋ねの件につきまして障がい福祉課の方からご回答申し上げたいと思います。

昨年度も課同士の交流について同様のご意見ご指摘をいただいております。

そこで高齢福祉課が毎月実施する会議に、障がい福祉課の職員を参加させるという取組を高齢福祉課の協力のもとで行っている状況でございます。

件数から見ると高齢者虐待と障がい者虐待となると、高齢者虐待の方が、圧倒的に件数が多いので、それだけその対応に慣れているという言い方は変ですけども、その対応の仕方についての確かな考え方とか、その手法とかといったことを話し合う会議に、障がい福祉課の職員を出してそのやり方を学ぶことによって、障がい福祉課の職員の虐待対応のレベルアップを図りたいということです。ただ座っているだけでも、そのやり方を見ることで研修の一環として参加できればいいなということで考えておまして、それについて高齢福祉課の協力を得まして、高齢福祉課の会議に障がい福祉課の職員も参加するような形で今、連携をとっているところでございます。

その会議に参加すること以外につきましても、例えば障がい福祉課に障がい者虐待に関して高齢者とか今度子どもの関係の方の虐待の案件がございましたら、その会議の参加とは別個に、それぞれの課の担当者同士が情報共有し合って、対応を協議してその対応にあたっているということでございます。それぞれの課が独立して対応しているというわけではございませんのでそこはご理解いただきたいと思っています。

→ (福祉部長)

圧倒的に件数からいって、児童は市内に18歳以下が3万人ぐらいいらっしゃいますし、高齢者ももっています。

障がい者に関しては手帳をもらっている方が1万人ぐらい、そのうち児童については児童虐待の方での対応になり、実際障がい者のところが虐待の件数は少ないところもあるので、やはり件数をこなしている高齢だとか、子どもの方の部門の方と情報共有しながらいろんなケースでどういう場合はどういう対応で解決したとか、そういうノウハウを障がい福祉課の方が勉強しているというのが、今の実態のところでございます。



連携についても昨年指摘されておりましたので、そこは委員の意見を反映させてこれまで1年間取り組んできたところでございます。

→ (こども家庭相談室長)

追加で児童虐待につきまして、先ほどうちの課の職員から説明させましたときに、要保護児童対策地域協議会というものがあまして、そちらの方には、警察の方、児童相談所の方、そして教育委員会、その他に庁内関係課として福祉事務所の方から高齢福祉課であったり、障がい福祉課であったり、生活福祉課であったり、いろいろな課と一緒に参加してその一つ一つのケースについて情報共有しながら、支援体制についても意見交換しながら進めているというところでございます。

---

(委員) 先ほどの連携の関係ですけれども、私は要対協のケース会議というか、実務者会議に出席しているのですが、去年から私出ていまして、最初に比べると、最初は確か保健予防課とか生活福祉課とかはあまり関与していなかったのですけれども、少しずつ貧困の関係であったりとかその辺で、あるいはちょっと保健所関係であったりとか絡んできて、だいたい何て言うかね、回数を重ねるごとに、会議もお互い顔を知っているということもあって、ざっくばらんではないですけれども、お互いの機関でできることを話し合える場がすごくできてきているのかなと思っていまして。

ちょっと要対協はどうしても人数ケースも多いのでということもあるのですけれども、今後、高齢者だとか障がい者の方もこういったケース会議ではない実務者会議を頻繁に開催していければ、もしかしたら顔を知った人にやはり話しやすいですし、警察もよく高齢福祉課とか障がい福祉課の方に連絡することが多いので、やっぱり顔を知ってちょっと話をすると、電話でもニュアンスを伝えやすいというところも出てきますので、顔を合わせる機会を、少しずつコロナも収束してきたので増やしていければいいのかなという意見ですのでお願いします。

---

(委員) 手短に三つほど。

一つが、高齢者、障がい者のところなのですけれども、防止というよりも早期発見ということかもしれませんが、警察に通報するところのハードルをもうちょっと低くできないかなというところがありました。

私が伺った例でも複数回、通所の施設とかが(通所者が)暴力を受けている、怪我をしているということがわかって、市の方には当然連絡はしているけども、(警察への)通報はしなかったというところがあって、特に私も相談を受けても、高齢の方ほど警察へ通報するというハードルがちょっと高めかなというふうに認識しているので、市の職員の方々も、もうちょっと早くに警察に通報するっていうところを促していただいて、そうすると更なる暴力とかの防止にも繋がると思いますので、分離にまで至らなくても。

なので、ちょっと高齢、障がいを中心に特にということなのですが、職員の方々も含めて警察に通報するということのハードルをもうちょっと低くして、警察に相談することを促していただきたいというのが意見の一つ目です。

二つ目ですが、今度DVの方で、若年の方はどちらかという警察に通報するハードルは割と低いそうなので、私も離婚とかの相談を受けてもそんな感じなのですが、啓発活動の方で市庁舎とか街頭とか保健センターとかよりも、むしろ例えば、幼稚園保育園とかですね、学童とか、そういったところにお知らせをする方がよほど効果的だと思うので、限られた予算を有効に使っていただきたいというふうに思います。

三つ目は、〇〇委員と同意見でして、なかなかこれだけの資料でその防止とか早期発見についての意見を述べるのはなかなか難しいところがあるので、例えば、象徴的な例とかをいくつか並べていただいて、資料を作るのは大変だと思いますが、そういったことでそうすると、むしろ委員同士のディスカッションとかも含めて活発になると思うので、そういったところの情報提供もお願いしたいと思います。

---

(会長) 私からも一つ。先ほど、障がい福祉課とそれから高齢福祉課の連携の中でもありましたけれども、連携を取っていただいているいろいろ勉強会とかしていらっしゃると思うのですが、例えば今日出ませんでしたけれども、例えば後見制度の市長申立の件数とか、件数だけでなく、事務作業なんかは非常に煩雑なものだと思うのですけれども、その辺りとかはかなりそれぞれの課でも大変な思いをされているのではないかと思います。

その辺りの件数とかもぜひ資料に上げていただければなと思いますし、それからまたその中での問題点とか、そういったものがあればぜひ教えていただければなというふうに思いましたので、次回またよろしくお願ひしたいと思います。

---

○会長：

それでは皆さんの方からご意見なければ、以上になりますけれども、よろしいでしょうか。では(2)の案件は終了いたしますので、本日予定していた案件は以上となります。

せっかくの機会ですので、この際議題以外で何か他にご意見等ございましたら皆さんの方からいただきたいのですがどうでしょうか。よろしいですか。

ではご意見の方はないようですので、本日の会議における委員からの意見は以上ということになります。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日は、各課所管の会議について開催状況や虐待の事案、現状について委員の皆様にご確認いただきました。これをもちまして議事終了し進行を事務局にお返ししたいと思います。

## 6 閉会

○司会：

安田会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第1回八戸市虐待等防止対策会議を終了いたします。

なお、次回会議の開催は未定でございますが、お諮りしたい案件が発生した際には、都度ご案内をさせていただきます。それでは、各分野でのご協力をよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。